

河内町廃校利活用事業 運営事業者募集要項

対象

旧生板小学校

令和3年8月

茨城県 河内町

目次

募集要項

1 募集の目的	1
2 定義	1
3 募集内容	1
4 応募の諸条件	1
5 貸付に関する事項	3
6 現地見学及び質問事項	4
7 応募方法	4
8 利用候補者の審査	6
9 契約	7
10 その他	7
11 全体スケジュール	7

概要、特記事項等及び配置図（別添）

別添1 旧生板小学校の概要、特記事項等

別添2 旧生板小学校の配置図、平面図

応募書類等（様式）

様式1 応募申請書

様式2 応募者の概要書

様式3 事業計画書

様式4 地域に貢献できるセールスポイント

様式5 代表者及び役員等名簿

様式6 募集対象地に係る質問書

旧河内町立生板小学校を利用した事業の運営事業者募集要項

1 募集の目的

河内町は平成29年3月に、第5次河内町総合計画を策定し、その中で、小中一貫校開校に伴う「廃校、廃施設」の利用のあり方について、「学校から学校へ～空き校舎利用の『プロフェッショナル育成スクール』」、「まちづくりのための空き校舎利用」などのその後の利活用方法についてのアクションプランを立てました。また「廃校・廃止施設の利活用に関する調査」を行い、現況の把握と活用の可能性を検討中であり、廃校利用に代表される未利用又は利用度が極めて低い町有資産の有効活用による歳入の確保及び歳出の削減とともに、地域活性化の一助になることを期待し、その積極的な活用を図ることとしています。

この募集要項は、平成30年4月の小中一貫校開校により、未利用となる町有資産のうち旧生板小学校の廃校舎等について、事業を運営する者を募集しようとするものです。

2 定義

この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- (1) 利用候補者 8 利用候補者の審査(2)の規定により、この要項における未利用等の町有資産を利用する候補者として選定された者で、(2)に規定する利用者となる前までのものをいいます。
- (2) 利用者 利用候補者として選定された後、9 契約(1)の規定による貸付契約を締結し、この要項における未利用等の町有資産を利用するものをいいます。

3 募集内容

次に掲げる廃校施設(以下「募集対象地」という。)に、事業を運営する者を募集し、利用者に対し貸付(無償)を行います。

(1) 旧生板小学校の校舎及びグラウンド

利用者となった者は、体育館を社会体育施設としての利用等に支障のない範囲で協議のうえ使用することが可能とします。

4 応募の諸条件

(1) 応募資格

応募者の資格は、次の要件を満たす法人その他の団体とします(法人、任意団体の別を問いません。)

ア 会社更生法及び民事再生法による更生及び再生手続中でないこと。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般

競争入札への参加に適さない資格要件に該当しないこと。

ウ 河内町から指名停止措置を受けていないこと。

エ 河内町建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成3年訓令第4号）第2条第4号に規定する暴力団等に該当する団体又は同条第5号に規定する暴力団等関係者に該当する者でないもの。

オ 国税及び地方税について滞納がないこと。

カ 申込みを行う法人及びその役員が、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれらの団体に属する者でないこと。

※ なお、応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

(2) 共同企業体による応募

複数の事業者が共同で応募する場合は、次の要件を満たさなければならないものとします。

ア 共同企業体の名称、代表者が定められ、各団体の責任等が明確に記載された共同企業体協定書（写）の提出があること。

イ 関係する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。

ウ 同一の募集対象地に対する募集において、単独で応募した事業者等が他の共同企業体応募の構成員となっていないこと及び共同企業体応募の構成員が他の共同企業体応募の構成員となっていないこと。

エ 共同企業体のすべての構成員が、(1)に掲げる応募者の資格要件を満たしていること。

(3) 適正な維持管理

利用者は、地域への環境に配慮し、募集対象地の適正な維持管理に努めてください。

(4) 地域への説明等

ア 利用候補者は、契約締結までの間に地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催してください。

イ 施設整備、事業運営等に当たっては、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮してください。

(5) 法令等の遵守

施設整備、事業運営等に当たっては、消防法、建築基準法など関係法令や条例、町の指導を遵守してください。

(6) 災害対策への協力

災害時等の対応について、募集対象地又は隣接する施設における避難所等への使用等について協議を行うこととします。この場合において、利用者は町の防災対策

に協力しなければなりません。

(7) 実施調査

貸付期間において、利用者の契約の履行状況等を確認するために、使用状況を調査し、又は事業報告を求めることがあります。

5 貸付に関する事項

(1) 貸付方法

募集対象地の貸付方法は、無償とします。

(2) 貸付期間

貸付期間は次のとおりとし、期間終了後には更新できるものとします。

貸付期間：契約締結の日から10年以内の期間で希望する期間

※ 貸付期間には、施設の整備、改修等の期間を含むものとします。

(3) 利用者の費用負担

次の諸経費は利用者の負担とします。

ア 契約に要する費用

イ 募集対象地の維持管理に要する費用

ウ 利用期間中における貸付物件及び定着物の修繕及び維持、保全費用

エ 利用のための施設改修費

オ 原状回復に要する費用（貸付期間を満了した時及び募集対象地の使用を中止する場合は、速やかに原状に回復して返還していただきます。ただし、町長が認めた場合は、この限りではありません。その場合、利用者が施設の改修等を行い発生した有益資産について、町が必要とする場合は利用者との協議を経て無償で町に帰属するものとします。）

<費用負担の考え方> ～利用者の費用負担～

- ・利用に係る光熱水費
- ・利用のための施設改修費
- ・用途変更などの手続き費用
- ・利用に伴う施設の修繕や維持管理に要する費用
- ・原状回復費用
- ・その他利用に係る費用

(4) 損害の賠償

利用者は、募集対象地における事業の実施に当たり、その責に帰すべき事由により、本町又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければなりません。

なお、利用者は賠償責任保険に加入しなければなりません。

(5) 第三者への権利移転等の禁止

許可なく全ての貸借権を第三者に移転することはできません。

6 現地見学及び質問事項

現地見学を希望される場合は、次に記載する募集対象地の担当課にご連絡ください。
また、質問事項につきましては、募集対象地に係る質問書（様式6）により、電子メール又はFAXで担当課にご提出ください。

担当課：河内町教育委員会事務局 学校教育グループ

メールアドレス：kyoui@town.ibaraki-kawachi.lg.jp

FAX：0297-84-4730

7 応募方法

(1) 提出書類(パンフレット類を除き、日本工業規格A4版で統一してください。)

ア 応募書類

(ア) 応募申請書（様式1）

※ 共同企業体で応募する場合は、「共同企業体用」の応募申請書を使用し、共同企業体協定書（写）も提出してください。

(イ) 応募者の概要書（様式2）

(ウ) 事業計画書（様式3）

(エ) 地域に貢献できるセールスポイント（様式4）

※ 募集対象地が地域の教育・文化・生活の中核的な場所であったことを踏まえ、できる限り地域の活性化と振興発展に貢献できる内容となるよう努めてください。

(オ) 代表者及び役員等名簿（様式5）

利用者から暴力団等を排除するため、必要に応じて警察署に対して行う照会
に際し、警察等に提出することがあります。

イ 添付書類

a 定款、寄附行為、規約、会則等その他これらに類する書類の写し

b 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明で発行後3か月以内のもの）

c 印鑑登録証明書

d 応募の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3箇年における貸借対照表、収支決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類（ただし、設立後3年に満たない法人は、この限りではありません。）

e 応募の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3箇年における事業報告書その他法人の事業内容を明らかにする書類（ただし、設立後3年に満たない法人は、この限りではありません。）

f 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない法人を除く。）

g 納税証明書

- (a) 法人税、消費税及び地方消費税、県税等について未納がないことの証明書
- (b) 河内町の町税（同町税が課税されていない者で町外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の地方税）について未納がないことの証明書

h 団体等紹介パンフレット等

- (注) 任意団体は、規約や決算書等法人に準じてください。また、新規に法人を設立する場合など、これまでに事業実績がなく、提出できない書類がある場合は、当該書類を省略できることとします。

(2) 応募受付期間等

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出部数

1部（パンフレット類は、2部提出してください。）

ウ 受付期間

令和3年9月1日（水）から令和3年11月30日（火）までとします。

※ 郵送の場合、受付期間最終日の午後5時必着

※ 持参の場合の受付時間は、受付期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

エ 提出場所

河内町教育委員会事務局 学校教育グループ

〒300-1324 茨城県稲敷郡河内町源清田1942

(3) 応募に関する留意事項

ア 提出された応募書類等の内容を変更又は修正することはできません。

イ 応募書類等に虚偽の記載があった場合又は応募資格を偽った場合は、失格とします。

ウ 提出された応募書類等は、返却いたしません。

エ 応募書類等は、利用候補者の選考審査や公正性・透明性・客観性の確保等に必要限度において、これを公表する場合があります。

オ 応募書類等の著作権は応募者に帰属しますが、公表する場合は、町が無償で使用できるものとします。

カ 応募後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出してください。

キ 応募に関する経費は、すべて応募者の負担とします。

ク 利用候補者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

8 利用候補者の審査

(1) 書類審査

応募があったときは、教育委員会事務局学校教育グループにおいて書類審査を行い、書類に不備がある場合には期間を定めて補正や追加提出等を求めるものとします。

また、応募資格を有していないことを確認した場合には、申請を却下（書類を返還）するものとします。

(2) 河内町小中学校再利活用審議委員会（以下、審議委員会という。）での審査

ア 利用候補者を評価するため、既に設置されている審議委員会にて審査を行います。

イ 審査は、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、利用者としての適格性（資力・信用）、地域への貢献度などを総合的に審査した上で、判断するものとします。

※ なお審査基準は次のとおりです。

「適格性」 …………… 応募者の概要書（様式2）

「堅実性・継続性」 …………… 事業計画書（様式3）

「貢献度」 …………… 地域に貢献できるセールスポイント（様式4）

ウ 提出書類に係るプレゼンテーション・ヒアリングは、令和3年12月～令和4年1月頃の予定です。

※ 1応募者あたり30分以内とし、プレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分程度とします。

エ 審議委員会において、利用候補者を評価し、意見を添えて、町長に対し報告するものとします。

※ 審査の結果、一定水準を満たしている提案がない場合、「利用候補者なし」とする場合があります。

(3) 審査結果の通知

町長は、審議委員会の審査の結果を受けて、利用候補者の選考に係る最終決定を行い、その結果を文書で応募者全員に通知するものとします。

※ 利用者となることが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、利用候補者としての資格を取り消すことがあります。

※ 募集対象地の貸付に当たって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、町議会の議決が必要となります。

※ 利用者としての決定を受けられないことにおいて生じる一切の損害や賠償等について、町は責任を負いません。

9 契約

(1) 契約の締結

利用候補者の決定後、速やかに必要な準備を行い、町は利用候補者と仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。

(2) 契約の解除

利用者が契約内容に違反したとき、応募資格を満たさなくなったときは、当該契約を解除します。この場合においては、原状回復していただく場合があります。

10 その他

本募集要項に定めのない事項については、協議の上、契約書において定めるものとします。

11 全体スケジュール

本募集要項に基づく具体的な手続きは、概ね次のスケジュールにより進めることとします。

- 本募集要項の公表 令和3年 8月25日
- 応募期間 令和3年 9月 1日 ～11月30日
- 利用候補者の選定 令和3年12月 ～ 令和4年 1月
- 地区説明会 令和4年 1月 ～ 令和4年 2月
- 審査結果の通知 令和4年 3月
- 仮契約、協議等 令和4年 3月 ～ 令和4年 4月
- 町議会の議決 令和4年 4月以降
- 本契約の締結 議会の議決後

(問合せ先)

河内町教育委員会事務局 学校教育グループ

〒300-1324 茨城県稲敷郡河内町源清田1942

TEL 0297-84-3322

FAX 0297-84-4730

電子メール kyoui@town.ibaraki-kawachi.lg.jp